

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香取市長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
九美上第3地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年10月13日
3. 集落・地域の耕地面積
114ha
4. 対象地区の課題
農業者の高齢化や後継者不足による農業者の減少。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
離農や規模縮小する農業者は農地中間管理機構を通じて中心経営体へ農地を貸し出す。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 9経営体
法人 1法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
規模縮小や離農する農業者は、認定農業者や新規就農者、規模拡大を図る農業者への農地集積を積極的に行う。
8. 農地の貸付けの意向
特になし